

令和3年6月定例会

予算決算委員会記録

令和3年6月28日 午後1時00分  
全員協議会室

- 付託案件 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度有田市一般会計補正予算(第1号))  
議案第30号 令和3年度有田市一般会計補正予算(第2号)  
議案第32号 令和3年度有田市一般会計補正予算(第3号)
- 出席委員 岡田行弘委員長・中西登志明副委員長  
浜口元司委員・西口正助委員・福永広次委員・宇野博治委員  
堀川 明委員・中谷桂三委員・児嶋清秋委員・池田敦城委員  
上山寿示委員・小西敬民委員・成川 満委員・上野山善久委員
- 生駒三雄議長
- 経営管理部 嶋田博之経営管理部長・大松満至経営管理部理事  
喜多俊充経営管理部参事・山本芳規経営企画課長  
御前一晃総務課長・谷中祐子財政係長  
上村泰広総務係長
- 市民福祉部 宮崎三穂子部長・児嶋利樹市民課長  
石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長  
南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長  
若松伸行高齢介護課長・吉野有美子ども係長  
竹中みのり障害福祉係長・土井万喜子福祉相談係長
- 経済建設部 河野孝司経済建設部長・中尾一之産業振興課長  
大浦秀和有田みかん課長・泉 泰朗都市整備課長  
上野山猶哉建設課主幹・児嶋信毅建設課主幹  
福永晃久商工観光係長・生駒卓司水産係長  
中尾幸平計画整備係長・櫻村 肇ふるさと創生係長
- 水道事務所 北野宏幸水道所長
- 出納室 森川直子会計管理者
- 総合行政委員会事務局 大谷せつ子局長
- 教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事  
嶋田実明生涯学習課長・岩田吉広市民会館館長  
桑原伸浩生涯学習課主幹

消防本部 嶋田富司消防長・鎌田利宏次長  
尾藤海男樹総務課長・武田一之警防課長  
市立病院 神保佳紀事務長  
議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

## 開 会

○岡田委員長： 開会あいさつ

### 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度有田市一般会計補正予算(第1号))の説明

#### ○松村課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明 歳入関係部分の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。  
御質疑ありませんか。

○上野山委員： これは子育て世帯の生活支援ということで、何点かお聞きしたいことがあります。給付金については理解できます。去年も同じようなことを聞いたと思いますが、職員の時間外手当が大変多いということと、燃料費とありますが、これは何の燃料費ですか。あと、この特別給付金は、国庫のお金からということですが、これは支給対象者や支給金額は全国一律ですか。

○松村課長： 時間外勤務についてですが、この制度全般の業務として要綱の作成、制度の周知、対象者の抽出、対象者への通知、振込手続き業務があります。全体で340時間の時間外勤務時間を見込んでいます。燃料費につきましては、エアコンの燃料費を見込んでおります。これは国の制度で、対象者、支給金額については全国一律の内容です。

○上野山委員： 340時間とはすごい時間だと思います。抽出するのにそんなに時間がかかるのかという疑問があります。それとエアコンは、この業務の為に使うということで、あたかも時間外勤務ありきで算出していると思いますが、あくまでも予定なので、使った分だけ国に請求ということではよろしいですか。

○松村課長： エアコンの燃料費につきましては、おっしゃる通りで、時間外勤務に対応しての、燃料費と見込んでいます。時間外勤務手当もそうですし、燃料費も含めまして、実績に応じて支給をするのは当然ですし、予算があるからと言って、それに応じた支給をしていくということではありませんので、ご理解をいただければと思います。

○上野山委員： 了解しました。時間外勤務だけで340時間ですので、結構な時間は見込まれるのだらうと思いますが、一部の職員に偏った勤務体系にならない

ように注意していただくことを切に願います。

- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 中谷委員： 関連して、負担金が2,350万円ということで、一人当たり5万円で470件になりますが、1家族で複数人いると思うので、世帯数と、今回はひとり親家庭限定ということでもいいのですか。
- 松村課長： 今回の特別給付金の対象世帯数についてですが、303世帯を想定しておりまして、第2子以降のお子さんにつきましては167名を想定しております。合わせまして470名分を想定しています。今回のこの補正につきましては、ひとり親のみの対象となっております。次の議案第30号の方では、その他のひとり親以外の低所得の世帯を対象にした制度となっております。
- 中谷委員： その件は了解しました。ちなみに子どもというのは高校生まで含まれるのか、中学生までなのか、子どもの年齢を教えてください。
- 松村課長： 基本的には18歳までの児童ということでございますが、一部特別児童扶養手当を支給されている世帯につきましては、20歳までのお子さんとなっております。
- 中谷委員： そうすれば、下の年齢は1歳でも子どもであれば対象になるのか、小学生以上であるとか、その辺りはどうなるのですか。
- 松村課長： 令和3年4月の時点で生まれているお子さんが対象になっております。
- 中谷委員： 了解です。一般の方からどこまでが対象なのかという質問がありましたので、聞かせていただきました。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 承 認 )

### 議案第30号 令和3年度有田市一般会計補正予算(第2号)の説明

- 山本課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 松村課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明
- 中尾課長： 歳出 第6款 商工水産費の関係部分の説明
- 尾藤課長： 歳出 第8款 消防費の関係部分の説明
- 伊藤参事： 歳出 第9款 教育費の関係部分の説明
- 山本課長： 歳入関係部分の説明

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。  
御質疑ありませんか。
- 中谷委員： 5ページの3款民生費、社会福祉費のところ、支給理由には新

型コロナということでのお話でありましたが、財源内訳の方では国からではなくて、ふるさと応援基金からの1,000万円を使うとの説明でしたが、これについては、国からの補助金が無いのに支給を決められた理由と1,000万円が4万円ということは、250人が対象であると思うのですが、私の知っている人でも厳しいということを知っていますので、実際の請求と支給は特定のA型、B型の作業所を経由してされるのか、個人的に請求があって支給されるのか、わかっている範囲で教えてください。

- 松村課長： この事業についての特定財源ですが、1,000万円をふるさと応援基金からの繰入金ということで見込んでいます。これは昨年度、有田市出身の方で、県外で創業されている方がいるのですが、有田市で新型コロナの関係で影響を受けている方々をぜひ支援したいということで寄付金をいただいております。一旦基金で受けまして、その基金を活用して、今回この事業を予定させていただいたところがございます。対象者への周知といいますか、支給の在り方というところがございますが、中々本人に請求をしていただくのは難しいところもあろうかと思っておりますので、その部分につきましては、事業所としっかり連携を取り、事業所での取りまとめ等をお願いしていきたいと思っております。そういった中で支給漏れがないような形で進めていきたいと思っております。
- 中谷委員： ふるさと納税といいながら、障害者対象の1,000万円の寄付ということなので、先般のマスクとか色々な関係で、特別に市としてもお礼等をしてしていますが、そのようなことではなくて普通のふるさと納税として、相手を公表できないというふうな理由があるのですか。
- 松村課長： 財源としましては、ふるさと応援基金からの繰入金ですので、その財源を明らかにしていないということではありません。ただ、寄付金をいただいたのも事実でございまして、その寄付金につきましては一旦ふるさと応援基金の中に入っておりますので、今回その基金を取り崩して実施をさせていただいたというところがございます。
- 中谷委員： 1,000万円の全てをこのことに使ってということであれば、そういうことの対象になるのかと思ったのですが、通常のふるさと納税の分と寄付金を含めて合計で1,000万円ということですか。
- 松村課長： 私が詳細にお伝えすべきところですが、説明が漏れていまして申し訳ございません。寄付者からは1,000万円ということで寄付をいただいております。その財源を活用させていただいたというところがございます。
- 岡田委員長： ふるさと納税を福祉に使うって欲しいという項目があるということですね。
- 松村課長： はい、そういうことで使途としたら本人の意図を汲んだ中で、今回福祉のところへ使わせていただいたというところがございます。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 池田委員： 今の関連ですが、これはA型やB型の作業所において、障害を持

たれた方への給付ということはわかるのですが、当事者の方がこのお金をどう  
いうふうな使い方をするのか、自分自身でそのお金を自由に使える方もいれば、  
使えない方もいると思うのです。その辺はどうですか。そこまでは関知できな  
いということですか。

- 松村課長： 今回の目的は新型コロナの感染拡大が長期化している中で、就労  
の部分でも非常に大きな影響を受けたということを事業所などから聞いており  
ます。そうした中で工賃の部分でも、実際に障害を持たれている方がかなり影  
響を受けられていると認識しておりますので、是非その方々を支援したいとい  
うところで、今回このような形でA型の作業所、B型の作業所に通所されてい  
る方だけになります。そのような方々を支援していきたいということで考え  
ておりますので、その用途につきましては、それぞれのご家庭において有効に  
活用していただければと思っております。
- 池田委員： そうすれば賃金といたしますか、給与といたしますか、その下がった  
分を給付するという形ですね。結構です。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 中谷委員： 6ページの商工活性化事業の中で、創業支援補助金の400万円につ  
いては、サテライトの分の3分の2ということで、2階を改造するという説明  
がありました。サテライトというのは、一般質問で市当局へもみかん海道へ事  
務所を建てて、白浜町のような成功例があるので、どうですかと提言をさせ  
てもらいましたが、今回この方のされるサテライト施策は、この事業者が貸事務  
所をされるということで進んでいるのか、市へもそういったアプローチがあっ  
たからなのか、わかっている範囲でお答え願えますか。
- 福永係長： 今回、テレワーク交付金の推進事業費の補助金になるわけですが、  
市内の飲食店の1軒が計画になっております。今回の場合は店舗内の遊休ス  
ペースを利用して施設改修を行う計画になっておりまして、ゆくゆくは県外企  
業の進出や地元事業者の副業の促進など、人の流れの創出などへとつなげてい  
けるものだと思っております。それで補助金につきましては、テレワーク交付  
金が国の方から市の方に入ってきます。それを事業者に交付することになって  
おります。
- 中谷委員： 分かりました。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 児嶋委員： 6ページ、18節のふるさとものづくり支援事業費補助金、1社と  
いうことですが、社名は。
- 福永係長： 早和果樹園様でございます。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 委 員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

## 議案第32号 令和3年度有田市一般会計補正予算（第3号）の説明

### ○南村室長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明 歳入関係部分の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。  
御質疑ありませんか。

○上野山委員： 歳出のところですが、先程2件時間外のことがありまして、2件目は同様かと思って質問しませんでした。今回のこれに関しては、先程のエアコン代が無いように思います。燃料費が無いのはなぜかということと、文言の話だと思うのですが、生活困窮者という文言に非常に違和感があるといえますか、特別自立支援事業とかいった名称にならないのかというふうに考えます。少し響きが良くないように思いますので、文言だけが独り歩きしてしまいそうな気がします。その辺のお考えを聞かせて下さい。

○南村室長： 国の実施要領に基づく事業であり全国統一した事業名になっております。燃料費においては、今回計上しておりません。

○上野山委員： その計上していない理由を聞かせてもらっていいですか。

○南村室長： 時間外勤務手当につきましては、想定する勤務時間で算出していますが、燃料費、エアコン代は算出をしかねますので、計上は見送らせていただきました。

○上野山委員： それを言ってしまうと後の2つはどうかという話になってくるので、あくまでも考え方としては、言い方は悪いですが、最終要ったものだけを国に請求するという制度になっていると思うのですが、片やエアコン代まで算出して、一応予算として見えている。片やわかりにくいから出さない。そのようなあやふやなことではなく、市がしていることなので、各課で意見の統制をしっかりしていただかないと、あちらにあるのにこちらにはないということはスルー出来るものでもないと思いますので、その辺りの意思疎通をしっかりとっていただきたいと思います。その辺りのお考えはいかかですか。

○大松理事： 考え方にもよるかと思うのですが、実際にエアコンを一般業務の中で使用している。それで残業でその時間帯を延長して、燃料を費やしてエアコンを入れさせていただいているのですが、それに係る経費ということで、議員のご指摘の部分で、それぞれの事業のところできっちりと実額を見積もってというのは、そのとおりだと思います。今回、複数の新型コロナに関係する事務の時間外勤務を要する部分で、特に福祉課あるいは福祉相談室というところで、同じフロアで同じ時間帯を共有して残業している部分について、少し重複するところがあるので、ひとつの事務の方で燃料代を見させていただいて、もう一方では重複する時間ということで、今回は計上を見送ったところもあります。

○上野山委員： その説明では少し厳しすぎるように思います。はじめの2つの

ところがそれぞれ出している。これも同じ部屋だと思えます。そういった中でここだけが出ていない。細かいことを言うつもりはないのですが、この場に出してきて市の予算として計上するからには、これはこういったことに使う。こういった予算を立てるという認識を合わせておいていただかないと、ここは載せないとか、ここは載せるなど、いやいやエアコン代は普通の経費で賄えるから要らないというように、それぞれで異なると見る方もややこしいと思うので、その意思の疎通は市として統一していただかないと、このようなあやふやな話では納得できないので、その辺りは十分に考えていただきたいと思えますがいかがですか。

○**嶋田部長**： 今の大松理事の説明の中で、少し補足をさせていただけたらと思えます。おっしゃることはわかるのですが、実際の庁舎のエアコンというのは重油を焚いて冷やすというような形で、集中管理といいますか、個別の部屋のエアコンを入れるという方式にはなっておりませんので、通常は時間外にエアコンは入れません。一部の部屋を除いて、午後5時を過ぎるとエアコンを切ってしまうと、スイッチを入れても動かない状態になります。そういう中で時間外も入れるとなると、どこが使っているかの区別ができない状態になってしまいます。今回、片方で燃料をみていますので、福祉相談室から出ている生活困窮者の方ではみていないという、ダブってはみていないという意味で説明をさせていただいたところでございます。

○**上野山委員**： 時間外を出しているのは、民生費に関して確か3つあると思えます。その中で2つが出ていて、ひとつが出ていないという状況です。今の部長の答弁では、一斉に焚くものだから、どこかで費用を持てば他は出さなくていいというものであれば、3つ書いているうちのひとつでいいのではないですか。もう少し言えば、それぞれが同じように足並みを揃えた時間ではないと思えます。それぞれが今日は何時間かかった、例えば2時間かかったというようなことになると思えます。それで今の答弁では、少しおかしいのではないかとと思えます。もし割り切るのであれば、わざわざ燃料費などは書く必要はないのではないかと。総務の年間の燃料費のところ、多分予備費も見ていることでしょうから、そこで賄えばいい話だと思うので、燃料費が出てきていることがなぜなのか、なぜわざわざ出しているのかという気がします。今は無理だと思えますがもう少しわかりやすく、別途でも結構ですので、その辺りの統一した見解を教えてください。

○**松村課長**： 先程の福祉課から上程しておりますところで、燃料費についてでございますが、夜間受付を想定しておりますして、超過勤務に対するエアコンということではなくて、あくまでも夜間受付に要するためのエアコンの燃料費ということで、予算措置の上程をさせていただいたところでございます。

○**岡田委員長**： 今の件はわかりにくいのですが、時間外が発生していて、それに対して燃料費が2つあって、もうひとつには時間外はあるのに燃料費がないということで指摘されていると思えます。先程、時間外に対する燃料費ではな

いということをおっしゃったと思いますが、後で委員に対して、その違いをわかりやすく説明するようにお願いします。

○西口委員： 今のような説明をするからわかりにくいのです。答弁をする方も、質問をしている方も皆言っていることは正論ですが、質問をしている方は、あなた達の答弁で理解をしようと思えば、現状を見に行かなければ理解できないと思います。南村君が業務しているところで、個別に金額を出すのは無理ではないですか。上野山委員がおっしゃられているとおり、やはり予算については出ただけではなく、きっちりと査定をするはずで、その時に抜けていないかとか、見積りなどを平等に判断するとかしておいて、そういうことをきっちりと答弁すればわかることだと思います。上野山委員は見解を統一して出して欲しいということですが、先程からの答弁もすべてが正しいわけではありません。例えば30何万円の金額がエアコンの燃料代と言われたら、時間外にこれだけでも必要なのかと思ってしまいます。予算であるからには見解を統一して、質問に対しては明確に答弁しなければならないと思います。自分ところの言い分だけを言っていたら、統一したものになるはずもありません。南村君のところでは金額を出すことは無理な話だと思うし、これが予算の難しいところでもあると思います。査定は財政でするので、きっちりとチェックするようにしていただきたい。これは予算決算委員会で、ここで審査するのに、現状を見に行かなければ審査できないということはあってはならないことだと思います。

○岡田委員長： 会議の途中ですが、午後2時5分まで休憩とします。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時5分

○岡田委員長： 休憩前に引き続き、会議を継続します。

○松村課長： 先程は私の言葉足らずなところもありまして、福祉課で予算上程しております子育て世帯生活支援特別給付金事業についての燃料費でございますが、これにつきましては申請者からの夜間受付を想定しておりまして、その夜間受付に係る業務についての燃料費を予算上程させていただいているところでございます。一方で生活困窮者自立支援事業につきましては、そういった夜間受付を想定しておりませんので、燃料費の予算上程をしていないというところでございます。

○上野山委員： 了解しました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○小西委員： この制度、新型コロナウイルス感染症セーフティネットは、政府が500億円を積んだ掴みのお金ですよ。基本的に有田市で何世帯かといいますと60世帯もない。この人への貸し付けは既に借りを3回続けた人で、今度は給付だというのが、このような対策は結局付け焼刃にしかならない。あと50何人の



方であるなら、基本的には有田市に今150件しかないセーフティネット、生活保護に回すべきである。これが終わったらまたダメになるのですよ。このようなものに国から500億円も積み、もう積めないからこれで終わりにして欲しいということに市が振り回されている。この実態で、そこに先程のようなことが加味されてくる。自分で自ら打ち立てた予算ではなく、上から落ちてきた予算をどう分解するかという話であるというふうに思います。この解決策について、この500億円の内、有田市の1,654万5千円については、このとおり生活に困窮した人にお渡しをする。しかし、これをお渡ししたら、次はどうなるかといえば、その状況はひとつも変わらないのです。新型コロナはあと1年続くのです。そういう点では、私は貧困家庭、貧困者というのは最後のセーフティネットで救い上げるべき。これは市政として市民の福利厚生や市民の安全を考えたときに必ず必要なことは起こってくる。これが終わったときのことを考えての対策が取れるかどうかということが、室長の次のステップです。生活保護に向かわさないための方策は今までも沢山ありました。これもそのひとつだという認識を持って、次へ進まない私はダメかなというふうに思います。最後に、この施策が終わった後、有田市のセーフティネットは強化されるものだというふうに私は思っていますが、それに対しての答えを求めたいと思います。

○岡田委員長： 答弁できますか。

○宮崎部長： 現在、生活困窮の貸付の方は沢山いらっしゃいます。面接などを行っている中で、ただお金を貸し付けるという作業ではなく、その方の後ろに何かあるのか、何が問題かということも、面接をしながら捉えていくようにしてございますので、この支援金の給付が終了しましたら、更に生活困窮に対する支援を強化していきたいと考えてございます。

○小西委員： 市職員の皆さんにお願いをしたいというふうに思います。特に市民が来られて話しをされるときには、絶対に高圧的にならないよう、聴くということに徹していただかないとダメです。先程、部長も言われた指導もどうしても含まれますが、そういう点を心に期して下さい。そうでないと永遠と続きますよ。以上です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○成川委員： 議案質疑でもお聞きしましたが、念のためにもう一度、この総合支援資金の再貸し付けを終了した世帯のうち、一定の要件を満たす生活困窮世帯が対象となっていますので、再貸し付けをしましたと、それが何件かあります。その内の一定の要件を満たすとありますが、この要件とは何か教えて下さい。

○南村室長： 再貸し付けを終った方で、収入要件と資産要件があります。まず収入要件につきましては、単身世帯で世帯の収入の合計額が11万円、2人世帯で15万3千円、3人世帯で18万2千円、4人世帯で21万7千円となっています。次に資産要件、金融資産等ですが単身世帯で46万8千円、2人世帯で69万円、3人世帯で84万円、4人以上世帯で100万円を下回る事となっています。また

就職に向けた求職活動をしてもらうことが条件となっております。

- 成川委員： 収入要件と資産要件ということですが、その数字以下の世帯の事でいいのですね。
- 南村室長： 要件はその金額以下ということになります。
- 成川委員： 実際に要件に当てはまるかどうかをどこかで補足したり、審査したりすることはあるのですか。
- 南村室長： 申請をいただきまして、収入や資産を通帳の写しなどで確認させていただくこととなります。
- 成川委員： 国の制度で困っている人にスピード感をもって手立てをすることなので、よろしく願いしておきます。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

- 岡田委員長： 以上で予算決算委員会を閉会します。

閉会 午後 2 時16分